

商品中古自動車減免申請に関するQ & A

Q.商品中古自動車減免制度とはどんな制度ですか？

A. 中古自動車業者が商品として所有し、かつ、展示している自動車について最大12分の3の年税額が減免される制度です。
移転登録車（下取り車）に対する制度です、新規登録（新車・中古車新規）は含まれません。

Q.対象となる自動車は？

A.登録車であり、商品（展示）自動車になります。

自社（自己）で使用される自動車・試乗車・代車・リース車・レンタカー・事業用ナンバーは対象外になります。

Q.商品中古自動車減免申請の流れを教えてください。

A.商品中古自動車減免申請の流れ（登録車）のフローチャートを作成しております、ご確認ください。

Q.商品中古自動車証明申請書はどこで手に入れますか？

A.査定協会福岡県支所HPに商品中古自動車減免申請のお知らせを掲載しております。

お知らせの中に、PCで作成可能なエクセル版・手書きで作成可能なPDF版がダウンロード出来ます。

（エクセル版についてはマイクロソフト製で動作確認しております、他社製品での動作は保証致しません）

商品中古自動車減免申請に関するQ & A

Q.手数料の支払いはどのタイミングで支払えばいいですか？

A.申請方法で変わります。

郵送で申請の場合、査定協会に申請書を送る前に振込み、振込明細の写しを同封して下さい。

窓口申請の場合、申請書確認後に領収致します。(持ち込む前に振込はしないで下さい)

(J U正会員<オークション会員を除く>の方は後日請求にも出来ます。)

Q.申請手数料をネットバンキングで振り込みました。写しが必要とありますがどうしたらいいですか？

A.ネットバンキングでの振込の場合は、振り込んだ内容がわかるページを印刷して下さい。

Q.古物台帳・仕入台帳・売上台帳・在庫表等写しの提出(任意)とは？

A.商品車の確認業務の効率化の為に、任意になりますがご提出をお願いしております。

記載内容については、取引年月日・取引古物の内容(車種名・登録番号・車台番号等)が記入されているもので取引相手の個人情報はありません。

Q.メール・FAXでの受付はしてもらえますか？

A.一切受付しません、商品中古自動車証明申請書に印鑑が必要になりますので原本が必要です。

商品中古自動車減免申請に関するQ & A

Q.主たる営業所の届け出済自認書とはなんですか？

A.H30年に古物営業法の改正に伴い、主たる営業所の届け出をR2年3月31日までにを行うことになっておりました。すでに古物の許可を受けていた者は期間内に届け出を行っていない場合、古物許可証が失効になります。

古物許可証には届け出を行った記載がない為、自認書の提出が必要になります。

(H30年10月24日以降に新規で許可を受けた方・R2年以降に減免申請をされた方は不要になります)

Q.商品中古自動車証明申請書を提出しました、商品中古自動車証明書はいつ発送してもらえますか？

A.商品車の確認業務後発送します。(県税事務所提出期限の1週間前までにはお手元に届くように発送する予定です。)

Q.商品車の確認業務とは？

A.申請書受付後に、古物台帳等や現地調査にて申請対象車両であるかの確認をしております。

(伺う場合は事前にご連絡して日程調整致します。当日、申請車両が現地にはない場合は古物台帳等で確認します)

Q.申請受付期間を教えてください。

A.申請受付期間は4月1日から4月30日の平日9時から17時になります。(郵送の場合は4月30日必着)

(申請受付期間外の手数料振込又は書類送付はご遠慮下さい)

商品中古自動車減免申請に関するQ & A

Q.減免制度対象車の車検証が4月1日以降分しかありません、受付できますか？

A.提出していただく車検証は3月31日発行日（自動車検査証記録事項は記録年月日）以前のものがが必要です。

4月1日以降に継続検査等を予定している場合は以前の車検証をコピーして提出してください。

又、コピーしていない場合は詳細登録事項証明書の提出をお願いします。

（3月31日までに自社名義に登録していると確認が出来ない為）

Q.会社名義と個人名義の2つの古物許可証があります、まとめて申請できますか？

A.申請者の名義・古物許可書の名義・お車の名義（所有者及び使用者）が同一でないと受付できません。

会社名義の古物許可証と個人の古物許可証がある場合はそれぞれ申請してください。

Q.電子車検証での受付は出来ますか？

A.電子車検証写しでの受付は出来ません、自動車検査証記録事項の写しが必要になります。

お知らせ欄、商品中古自動車減免の流れ及びQ & A等の中の自動車検査証電子化に伴う中古自動車減免申請の注意点についてをご確認ください。